

受理官庁 S A	サウジ知的所有権機関 (S A I P)	附属書 C S A
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	サウジアラビア	
国際出願の作成に用いることができる言語	アラビア語又は英語 ¹	
配列リストにおける言語依存フリーテキストのために認められる言語	国際出願と同一の言語（アラビア語又は英語）	
願書の提出に用いることができる言語	アラビア語又は英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{2, 3}	認める。受理官庁はe PCT出願による電子出願を認める ⁴ 。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	カナダ知的所有権庁、中国国家知識産権局（CNIPA） ⁵ 、エジプト特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）、シンガポール知的所有権庁、日本国特許庁（JPO）、韓国知的所有権庁又は米国特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	カナダ知的所有権庁 ⁶ 、中国国家知識産権局（CNIPA） ^{5, 6} 、エジプト特許庁、欧州特許庁 ⁶ 、連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）、シンガポール知的所有権庁 ⁶ 、日本国特許庁（JPO） ⁶ 、韓国知的所有権庁又は米国特許商標庁 ⁶	

[次頁に続く]

- 出願人は、選択した管轄国際調査機関によって、対応する言語による翻訳文（附属書D参照）を提出しなければならない場合がある（PCT規則12.3）。
- 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 国際出願に明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちWIPO標準ST.26 XMLフォーマットに準拠したものを提出しなければならない。このフォーマットで配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。
- 関連する受理官庁の通告については、2015年1月22日付公示（PCT公報）13頁以降参照。
- 2023年5月1日から有効。
- この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り管轄する。

S A	サウジ知的所有権機関 (S A I P) (続き)	S A
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：米国・ドル (USD)	
送付手数料	USD 100	
国際出願手数料 ⁷	USD 1,435	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁷	USD 16	
減額（手数料表第4項に基づく）：		
電子出願 （文字コード形式による願書）	USD 216	
電子出願 （文字コード形式による願書、 明細書、請求の範囲及び要約）	USD 324	
調査手数料	附属書D (CA), (EG), (EP), (JP), (KR), (RU), (SG) 又は (US) 参照	
優先権書類の手数料	USD 100	
優先権回復請求手数料 （PCT規則26の2.3(d)）	USD 534 (276) ⁸	
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がサウジアラビアに居住している場合 要，出願人がサウジアラビアの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか？	サウジアラビアで登録されている代理人又は弁護士	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は、別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか？	していない	
受理官庁は、包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか？	していない	

⁷ この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (IB) 参照）。

⁸ 括弧内の手数料は個人による出願の場合に適用される。